

## 令和3年度第2回 滋賀県農村振興交付金制度審議会 会議概要

### 1 開催日時、場所

日時：令和4年(2022年)2月10日(木) 10時00分～11時30分

場所：Web会議（併用：滋賀県庁本館4-A会議室）

### 2 出席委員（五十音順、敬称略）

淡路和則、川崎義明、熊沢初美、中塚雅也、平山奈央子、藤田彩夏、松井芳典、三田村美江、吉原康史

### 3 議事録【主な質疑応答】

#### ■議事 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策にかかる実施状況の点検・評価

##### 【委員】

2点教えていただきたい。

1点目は、施設の長寿命化よりも活動組織の長寿命化が重要になっていると思います。例えば、活動組織の構成員の年齢構成に制約等を設けていないのか。こういった調査も必要ではないかと思いました。どの自治体においても、素晴らしい活動を実施していても高齢化等を理由に活動を断念される組織が多くみられるので、事業認定時に年齢構成に若い方や非農家の方等の参加割合の制約を設定しておけば、活動も長く続けてもらえると思います。

2点目は、活動事例にあがっている組織に平地が多いですが、滋賀県の中山間地域での活動事例があれば教えていただきたい。

##### 【事務局】

1点目について、本交付金は国の多面的機能支払交付金制度に基づき実施しているものですが、制度上、組織の構成員に制約を設ける規定はなく、農家・非農家、老若男女等問わず、地域ぐるみの保全活動を行う組織に対して支援を行っています。組織の構成員に制約を設けた場合、制約に満たない集落は支援を受けることができず、門戸が狭くなってしまうため、そのあたりを考慮しての制度設計となっているのではないかと考えています。

2点目について、事例紹介では平地の活動組織に偏ってしまいましたが、平地以外の中山間地域でも多くの活動組織が取組を実践されています。例えば、「棚田」を活用して、地域の方だけでなく、大学、企業のほか、外部からの呼び込みも行い、「棚田ボランティア活動」や「棚田オーナー制度」を展開して工夫しながら活動されている組織もあります。また、甲賀管内では、水田内水路や小溝の設置など生態系保全活動に注力されている活動組織もあります。委員ご指摘のとおり、平地だけでなく、中山間地域も含めて活動事例集等に盛り込む等、地帯別のバランスにも気を付けてまいります。

##### 【委員】

広域活動組織に属するメリットには何があるのか、また、属する組織同士が何か連携して取組んだりしていることがあれば教えていただきたい。

### 【事務局】

広域化によるメリットについて、例えば、研修会の受講が必須となっていますが、広域活動組織の場合、広域事務局が代表で受講し、研修会の内容を資料等で傘下組織あてに周知すれば、傘下組織自体も研修を受講したとみなす運用としているため、毎年度受講しなければならない単独組織と比較して負担が軽減されています。また、生きもの観察会について、単独組織ごとに開催する必要がありますが、広域化に伴い、隣接集落単位、水系単位、広域活動組織単位での開催が可能となり、企画・運営を広域事務局が担うため、各傘下組織の役員の負担を軽減することができます。

### 【委員】

評価に活用できるものについて情報提供します。

例えば、毎年継続して、生きもの観察会を実施している活動組織では、採取した生きものにかかる種類や個体数等を記録した記録簿を作成しています。その記録簿を書類に添付してもらえば、個体数による「見える化」が可能となり、数的な評価ができると思います。

また、地域コミュニティの活性化について、私の経験で、交流会等に参加した子どもから、「こういった活動をして楽しかったです」等のお手紙をいただいたことがありました。それから、テレビの取材があればそのテレビの映像を評価につなげることができ、活動組織の主観ではない客観的な評価として、活用できるのではないかと思います。

### 【事務局】

1点目の生きもの観察会について、本県においても、経年変化がわかるように、採取した生きもの数と種類を記録して管理いただいています。そういった記録を収集して、評価につなげられるよう、御意見を参考にさせていただきます。

2点目の外部からの取材等につきまして、各活動組織への取材該当の照会を実施する等、客観的な評価につなげられるよう、御意見を参考にさせていただきます。